

第8章 給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表の書き方

提出する法定調書の年分を記載してください。

「1 給与所得の源泉徴収票合計表（375）」欄

この欄は、「給与所得の源泉徴収票」を税務署に提出する場合に記載してください。

源泉徴収票のみなし提出の特例により、市区町村に「給与支払報告書」を提出し、税務署に「給与所得の源泉徴収票」を提出しない場合は、当欄の記載は不要です。

「④俸給、給与、賞与等の総額」欄

支払の確定した給与等の総額を記載してください。

（注）実際に提出する源泉徴収票についてのみ記載していただくことでも差し支えありません。

「人員」欄

給与等の支払を受けた方の実人員を記載してください（丙欄適用の日雇労働者の人員を含みません。）。

通常は、作成された源泉徴収簿の枚数に符合します。

（注）「給与所得・退職所得の所得税徴収高計算書（納付書）」に記載した人員の累計を記載することがないようにご注意ください。

「左のうち、源泉徴収税額のない者」欄

「給与所得の源泉徴収票」の「源泉徴収税額」欄の税額が「0（ゼロ）」の方の数を記載してください。

「支払金額」及び「源泉徴収税額」欄

年の中途中で就職した方が就職前に他の支払者から支払を受けた給与等の金額及び徴収された源泉徴収税額を含めずに記載してください。

（注）年末調整により差引超過額が発生し、その超過額が支払者の徴収税額を上回る場合には、「源泉徴収税額」欄には「0（ゼロ）」と記載します。

「⑩源泉徴収票を提出するもの」欄

「給与所得の源泉徴収票」を税務署に提出するものについて、人員、支払金額及び源泉徴収税額の合計を記載してください。

なお、④の総額欄と異なり、年の中途中で就職した方が就職前に他の支払者から支払を受けた給与等の金額及び徴収された源泉徴収税額についても含めて記載してください。

「①退職手当等の総額」欄・

「⑧ ④のうち、源泉徴収票を提出するもの」欄

令和8年分から提出省略範囲を定める規定が廃止されていますので、両方の欄に退職手当金等の支払を受ける全ての受給者について記載してください。

「所得税法第204条に規定する報酬又は料金等」欄

すべての報酬、料金等について記載してください。

（注）実際に提出する支払調書についてのみ記載していただくことでも差し支えありません。

「④のうち、所得税法第174条第10号に規定する内国法人に対する賞金」欄

所得税法第174条第10号に規定する内国法人に対する賞金（馬主が受ける競馬の賞金）の支払金額の総額等を記載してください。

「④使用料等の総額」欄

支払の確定した不動産の使用料等の総額を記載してください。

（注）実際に提出する支払調書についてのみ記載していただくことでも差し支えありません。

「④譲受けの対価の総額」欄

支払の確定した不動産等の譲受けの対価の総額を記載してください。

（注）実際に提出する支払調書についてのみ記載していただくことでも差し支えありません。

なお、28ページ「2 各欄の記載要領」⑨(4)の補償金がある場合は総額に含め、当該補償金を「摘要」欄に記載してください。

元号	年	月	日
L01	令和	8	年分

給与所得の源泉徴収票等の
(所得税法施行規則別表第5(8)、5(24)、5(25))

提出年月日	元号	年	月	日	提出先税務署	F01
個人番号又は法人番号	F02	6789012345678				
フリガナ	F03	コクゼイサンギョウ				
氏名又は名称	F04	国税産業 株式会社				
住所又は所在地	F06	東京都千代田区大手町1丁目3-3				
電話番号	F07	03 - XXXX - XXXX				
フリガナ	H06	コクゼイ イチロウ				
代表者氏名	H07	国税 一郎				

1 給与所得の源泉徴収票合計表（375）					
区分	人員	左のうち、源泉徴収税額のない者	人員	支払金額	源泉徴収税額
④俸給、給与、賞与等の総額	G09	G10		G11	
④のうち、丙欄適用の日雇労働者の賃金				G13	
⑩源泉徴収票を提出するもの	G15			G16	
災害税法により徴収猶予したもの	G18	G19		E09	

2 退職所得の源泉徴収票合計表（316）					
区分	人員	支払金額	源泉徴収税額	源泉徴収税額	
④退職手当等の総額	G20	3	G21	25,600,000	
⑧ ④のうち、源泉徴収票を提出するもの	G23	3	G24	25,600,000	

3 報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書合計表（309）					
区分	人員	報酬、料金、契約金及び賞金	人員	報酬、料金、契約金及び賞金	
原稿料、講演料等の報酬又は料金（1号該当）	G26	5	G27		
弁護士、税理士等の報酬又は料金（2号該当）	G30	6	G31		
診療報酬（3号該当）	G34		G35		
職業野球選手、騎手、外交員等の報酬又は料金（4号該当）	G38	3	G39		
芸能等に係る出演、演出等の報酬又は料金（5号該当）	G42		G43	1	
ホステス等の報酬又は料金（6号該当）	G46				
契約金（7号該当）	G50				
賞金（8号該当）	G54		G55		
④計	G58	14	G59	1	
⑧ ④のうち、支払調書を提出するもの	G62	12	G63	1	

区分	件数	支払金額	源泉徴収税額
④のうち、所得税法第174条第10号に規定する内国法人に対する賞金	G66		G67
災害税法により徴収猶予したもの	G69		G70

4 不動産の使用料等の支払調書合計表（313）					
区分	人員	支払金額	源泉徴収税額	源泉徴収税額	
④使用料等の総額	G71	15	G72	9,628,000	
⑧ ④のうち、支払調書を提出するもの	G73	12	G74	9,328,000	
摘要	E08				

5 不動産等の譲受けの対価の支払調書合計表（376）					
区分	人員	支払金額	源泉徴収税額	源泉徴収税額	
④譲受けの対価の総額	G79	13	G80	145,650,000	
⑧ ④のうち、支払調書を提出するもの	G81	10	G82	144,650,000	
摘要	E09				

内、補償金は4,650,000円

